

石川県港湾施設管理条例をここに公布する。

石川県港湾施設管理条例

(趣旨)

第一条 県の管理に属する港湾における港湾施設の管理及び利用については、他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例で「港湾施設」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）

第二条第五項及び第六項に掲げる施設で、県が管理するものをいう。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に港湾施設のうち次に掲げるもの（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理を行わせるものとする。

- 一 滝港のうちスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供するための区域として知事が定める区域内にあるもの（以下「滝港マリーナ」という。）
- 二 金沢港金石地区船だまり（以下「金石地区船だまり」という。）
- 三 金沢港クルーズターミナル

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三条の二 知事が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者管理施設を利用する者への利便の提供に関する業務
- 二 指定管理者管理施設の利用の促進に関する業務
- 三 指定管理者管理施設の使用の許可に関する業務
- 四 滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナルの使用料の徴収に関する業務
- 五 指定管理者管理施設の施設、設備及び備品（以下「指定管理者管理施設の施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第三条の三 第三条の規定による指定を受けようとする者（次条第四号において「申請者」という。）は、規則で定める申請書に指定管理者管理施設の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）その他知事が別に定める書類を添えて、知事が定める期間内に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第三条の四 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、指定管理者管理施設を最も適切に管理できると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理施設の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- 四 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

(指定管理者による管理の基準)

第三条の五 指定管理者は、規則で定める事項を遵守し、指定管理者管理施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第三条の六 指定管理者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、指定管理者管理施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(行為の制限)

第四条 港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 係留施設に船舶の係留に支障のあるいかだその他のものを係留すること。
 - 二 係留施設に爆発物その他の危険物を積載した船舶を係留すること。
 - 三 係留施設を船舶の係留、荷役又は船客の乗降以外の用に供すること。
 - 四 係留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。
 - 五 係留施設においてごみ、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。
 - 六 野積場又は臨港交通施設において、物品の加工をすること。
 - 七 駐車場以外の港湾施設において自動車、牛馬車その他の諸車を駐車し、又は牛馬等をつなぎ、若しくは放置すること。
 - 八 知事が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、港湾施設を損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下させる行為をすること。
- 2 前項但書の規定により知事の許可を受けた同項第二号の危険物については、港湾施設を利用する者

は危険物であることを立札によつて明示しなければならない。

(使用の許可)

第五条 港湾施設を使用しようとする者（別表第四の二の項から五の項までに掲げる施設にあつては、その全部又は一部を独占して使用しようとする者に限る。）は、知事（指定管理者管理施設にあつては、指定管理者。次項、第四項及び第五項（滝港マリーナ及び金石地区船だまりの場合に限る。）、第九条第一項（滝港マリーナの場合に限る。）、第十条第一項（滝港マリーナの場合に限る。）、第十二条第二項（滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナルの場合に限る。）、第十三条の二第二項（滝港マリーナ及び金石地区船だまりの場合に限る。）並びに第十四条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が、港湾施設の使用に当つて、その使用場所に工作物その他の設備をしたり、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 前各項の規定により許可を受けた事項のうちで、その目的、方法、面積及び期間を変え、又は期間満了後継続して使用しようとするときは、許可を受けなければならない。

4 知事は、同一施設の全部又は一部について二人以上の申請者があつたときは、使用の目的その他公益上及び経済上の価値等を考慮して許可をする者を決定する。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、港湾施設（金沢港クルーズターミナルを除く。以下この項において同じ。）の管理上著しい支障が生じると認めるときは、第一項から第三項までの許可をしないことができる。

一 港湾施設を使用しようとする者が、港湾施設を使用することについて必要な免許、許可その他の資格を有しない場合

二 港湾施設を使用しようとする者に係る船舶が、港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合

三 港湾施設を使用しようとする者に係る船舶が、港湾施設の能力に照らし適切でない場合

四 前三号に掲げる場合のほか、港湾施設の使用が、港湾の開発、利用又は保全に支障を与えるおそれがあると認められる場合

6 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、金沢港クルーズターミナルを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、第一項から第三項までの許可をしないことができる。

一 金沢港クルーズターミナルの秩序を乱すおそれがあると認められる場合

二 金沢港クルーズターミナルの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

第六条 削除

(使用を許可することのできる期間)

第七条 使用を許可することのできる期間は、五年をこえないものとする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえないものとする。

(使用料)

第八条 港湾施設の使用許可を受けた者は、使用料を納めなければならない。

- 2 使用料を徴収する港湾施設の種類及び使用料の算定基準は、別表第一から別表第四までのとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナルの使用料は、別表第二及び別表第四の規定により算定される額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けて使用料を定めたとき又は変更したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。
- 5 滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナルの使用料は、自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者の収入とする。

(使用料の減額)

第九条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料（金沢港クルーズターミナルの使用料を除く。）を減額することができる。

- 2 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、金沢港クルーズターミナルの使用料を減額することができる。

(使用料の免除)

第十条 知事は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当するときは、使用料（金沢港クルーズターミナルの使用料を除く。）を免除する。

- 一 総トン数五トン未満の船舶が港湾施設（指定管理者管理施設を除く。）を利用するとき。
- 二 その他知事が特別の理由があると認めたとき。
- 2 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、金沢港クルーズターミナルの使用料を免除することができる。

(使用料の徴収)

第十一条 使用料（滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナルの使用料を除く。以下この項において同じ。）は、使用の許可をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該港湾施設の使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

- 2 納入通知書を発行し難い事情があるときは、前項の規定にかかわらず現金徴収をすることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、当該年度分を一時に納入することが困難であると認められる場合は、分割して納入させることができる。
- 4 前項の規定により分割納入しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 既納の使用料は、還付しない。但し、許可を受けた者の責任でない理由によつて使用するこ

とができないときは、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて使用料の還付を受けようとする者は、知事に申請しなければならない。

(転貸又は譲与等の禁止)

第十三条 許可によつて得た権利は、貸し付け、譲与し、又は担保の目的に供してはならない。

(許可による地位の承継)

第十三条の二 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第四条又は第五条の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、第四条又は第五条の許可に基づく権利を承継する法人に限る。)は、被承継人の有していた地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、承継の日から十五日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(許可の取消、使用の停止等)

第十四条 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し、又は停止し、若しくは許可の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。但し、第五号の場合において知事の許可を得たときは、この限りでない。

- 一 この条例に定める使用についての規定又は許可の条件に違反したとき。
- 二 公用若しくは公共の用に使用し、又は県が必要と認めたとき。
- 三 許可申請書に虚偽の記載があつたとき。
- 四 使用料の納付を怠つたとき。
- 五 使用の許可を受けた日から三月以上その施設を利用しないとき。
- 六 その他特別の理由があると認めたとき。

2 知事は、前項の処分による損害については、賠償の責を負わない。但し、第六号の場合においては、双方協議して定める。

(入港の届出)

第十四条の二 船舶(次条ただし書に規定するものを除く。)が金沢港又は七尾港の港湾区域(法第三十三条第二項において準用する法第九条第一項の規定により公告した港湾区域をいう。以下同じ。)に入港したときは、船舶の運航者又はその代理人は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出がないとき又はその届出の内容に疑義があるときは、同項に規定する者その他関係者に対し、当該船舶に係る船舶国籍証書その他必要な書類を提出させ、又は当該職員に調査させ、若しくは質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(入港料)

第十四条の三 金沢港又は七尾港の港湾区域に入港する船舶の運航者又はその代理人は、別表第五に規定する入港料を納めなければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- 一 法第四十四条の二第一項ただし書に規定する船舶
- 二 総トン数七百トン未満の船舶
- 三 前二号に掲げるもののほか知事が相当と認めた船舶

(準用)

第十四条の四 第九条第一項、第十一条第一項本文及び同条第二項並びに第十二条の規定は、入港料について準用する。この場合において第十二条第一項ただし書中「許可を受けた者の責任でない理由によつて使用することができないとき」とあるのは「知事が必要と認めたとき」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の取消し等への措置)

第十四条の五 自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなつた業務は、知事が行うものとする。

- 2 前項の規定により、知事が第三条の二第四号に掲げる業務を行う場合における第八条第五項の規定の適用については、同項中「自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者」とあるのは、「県」とする。

(原形復旧)

第十五条 使用の許可を受けた者は、その期間が満了し、若しくは許可の取消があつたとき、又は港湾施設を滅失し損じたときは、これを原形に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。但し、知事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(過料)

第十六条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、五万円以下の過料を科する。

- 一 第四条の規定に違反した者
 - 二 第五条第一項の規定による許可を受けないで、港湾施設を使用した者
 - 三 第五条第二項又は第三項の規定による許可を受けないで、これらの規定に定める行為をした者
 - 四 第十三条の規定に違反した者
 - 五 第十四条の二第一項の規定に違反した者
 - 六 第十四条の二第二項の規定による求めに応じて書類を提出をせず、又は調査を拒み、若しくは質問に回答せず、若しくは虚偽の回答をした者
- 2 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料又は入港料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

(施行規定)

第十七条 この条例を施行するため必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

石川県港湾施設管理条例

- 1 この条例の施行期日は、公布の日から起算して三十日を経過した以後において規則で定める。（昭和三十年五月規則第二十四号で、同三十年五月一日から施行）
- 2 宇出津港物揚場及び埋立地使用条例（昭和十一年石川県条例第五号）及び石川県七尾港々湾設備使用条例（昭和十七年石川県条例第五号）は、廃止する。
- 3 石川県漁港埋立地使用条例（昭和二十三年石川県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう省略）
- 4 この条例施行の際、現に許可を受けている者については、この条例によつて許可を受けたものとみなす。

別表第一（第八条関係）

指定管理者管理施設以外の港湾施設の使用料

港湾施設	使用区分等	単位	使用料	
			金沢港	その他の港湾
大型係船岸 （水深四・五 〇メートル 以上の係船 岸）	係留時間が一二時 間以内の場合	総トン数一トンに つき	外航船舶 五円一〇銭	七尾港 外航船舶 五円一〇銭 内航船舶 五円五〇銭
			内航船舶 五円五〇銭	その他 外航船舶 三円一五銭 内航船舶 三円三九銭
	係留時間が一二時 間を超え二四時間 以内の場合	総トン数一トンに つき	外航船舶 六円八〇銭	七尾港 外航船舶 六円八〇銭 内航船舶 七円三四銭
			内航船舶 七円三四銭	その他 外航船舶 四円二〇銭 内航船舶 四円五三銭
	係留時間が二四時 間を超える場合	総トン数一トンに つき二四時間を超 える一二時間	外航船舶 三円四〇銭 （加算）	七尾港 外航船舶 三円四〇銭 （加算） 内航船舶 三円六七銭 （加算）
			内航船舶 三円六七銭 （加算）	その他 外航船舶 二円一〇銭 （加算） 内航船舶 二円二六銭 （加算）

石川県港湾施設管理条例

物揚場	使用期間が三〇日以内の場合	一平方メートルにつき一日	六円八〇銭	六円八〇銭
	使用期間が三〇日を超える場合	一平方メートルにつき一月	二二〇円	一四六円
上屋(くん蒸上屋及び東部上屋を除く。)	専用使用の場合以外の場合	使用期間が一五日以内の場合	戸水 一五円七二銭 御供田一号 四二円四一銭 御供田二号 三六円二一銭	七尾港二号 一一円五三銭 七尾港四号 二七円二五銭 七尾港五号 一三円六二銭 七尾港六号 二〇円一一銭
		使用期間が一五日を超え三〇日以内の場合	戸水 二三円六銭(加算) 御供田一号 六三円六一銭(加算) 御供田二号 五四円三二銭(加算)	七尾港二号 一六円七七銭(加算) 七尾港四号 四一円九三銭(加算) 七尾港五号 一九円九一銭(加算) 七尾港六号 三〇円九六銭(加算)
	専用使用の場合	使用期間が三〇日を超える場合	戸水 九六三元 御供田一号 二、五四四円 御供田二号 二、一七三円	七尾港二号 七一二元 七尾港四号 一、六七七円 七尾港五号 八三八円 七尾港六号 一、二三八円
		一年	御供田一号 二五、八六四、四五〇円 御供田二号 二二、三八九、九四〇円	七尾港二号 一、八七九、二〇〇円 七尾港四号 五、四〇〇、〇〇〇円 七尾港五号 七、二三六、〇〇〇円 七尾港六号 八、七六九、六〇〇円

石川県港湾施設管理条例

くん蒸上屋		くん蒸一回につき	三〇、三四〇円	
東部上屋	年を単位に使用する 場合	一年	二八、七九〇、〇〇〇円	
野積場	舗装した もの	使用期間が一五日 以内の場合	一平方メートルに つき一日 一級 二円二〇銭 二級 一円三五銭	一円三五銭
		使用期間が一五日 を超え三〇日以内 の場合	一平方メートルに つき一五日を超え る一日 一級 三円一三銭 (加 算) 二級 一円九八銭 (加 算)	一円九八銭 (加算)
		使用期間が三〇日 を超える場合	一平方メートルに つき一日 一級 五円二銭 (加算) 二級 三円一三銭 (加 算)	三円一三銭 (加算)
	未舗装 のもの	使用期間が一五日 以内の場合	一平方メートルに つき一日 一級 一円三銭 二級 六二銭	六二銭
		使用期間が一五日 を超え三〇日以内 の場合	一平方メートルに つき一五日を超え る一日 一級 一円三五銭 (加 算) 二級 八三銭 (加算)	八三銭 (加算)
		使用期間が三〇日 を超える場合	一平方メートルに つき一日 一級 二円八銭 (加算) 二級 一円三五銭 (加 算)	一円三五銭 (加算)
トランス ファークレ ーンの 軌道	年を単位に使用する 場合	一年	一六、〇七四、七四〇円	
貯木場	使用期間が六月以 内の場合	一平方メートルに つき一月	九円二二銭	五円四五銭
	使用期間が六月を 超える場合	一平方メートルに つき六月を超える 一月	一八円五五銭 (加算)	一一円 (加算)
引船	基本 料金	船舶の総ト ン数が三、〇 〇〇トン未 満の場合	引船一隻につき一 時間 外航船舶 三〇、〇〇〇 円 内航船舶 三二、四〇〇 円	

石川県港湾施設管理条例

船舶の総トン数が三、〇〇〇トン以上五、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 五〇、〇〇〇円 内航船舶 五四、〇〇〇円	
船舶の総トン数が五、〇〇〇トン以上九、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 八〇、〇〇〇円 内航船舶 八六、四〇〇円	
船舶の総トン数が九、〇〇〇トン以上一二、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 一〇〇、〇〇〇円 内航船舶 一〇八、〇〇〇円	
船舶の総トン数が一二、〇〇〇トン以上一五、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 一二〇、〇〇〇円 内航船舶 一二九、六〇〇円	
船舶の総トン数が一五、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 一四〇、〇〇〇円 内航船舶 一五一、二〇〇円	
船舶の総トン数が二〇、〇〇〇トン以上二五、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 一六〇、〇〇〇円 内航船舶 一七二、八〇〇円	

石川県港湾施設管理条例

		〇〇トン未満の場合			
		船舶の総トン数が二五、〇〇〇トン以上三〇、〇〇〇トン未満の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 一八〇、〇〇〇円 内航船舶 一九四、四〇〇円	
		船舶の総トン数が三〇、〇〇〇トン以上の場合	引船一隻につき一時間	外航船舶 二〇〇、〇〇〇円 内航船舶 二一六、〇〇〇円	
荷役機械	ガントリーレーン	年を単位に使用する場合	一年	八八、八八二、〇〇〇円	
	タイヤマウン	時間を単位に使用する場合	一時間	四六、六五四円	
	ト式レーン	年を単位に使用する場合	一年	三二、九一四、二八〇円	
港湾施設用地	管類を埋設する場合	管類の内径が三〇センチメートル以下の場合	一メートルにつき一月	一〇円六八銭	一〇円六八銭
		管類の内径が三〇センチメートルを超える場合	一メートルにつき一月	一三元九三銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三元二五銭を加算した額	一三元九三銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三元二五銭を加算した額
	管類を架空設置する場合	管類の内径が三〇センチメートル以下の場合	一メートルにつき一月	五三元四七銭	五三元四七銭
		管類の内径が三〇センチメートルを超える場合	一メートルにつき一月	六九円七二銭に、三〇センチメートルを超える内	六九円七二銭に、三〇センチメートルを超える内

	チメートルを超える場合		内径一〇センチメートルにつき一六円二五銭を加算した額	径一〇センチメートルにつき一六円二五銭を加算した額
	電柱（支柱及び支線を含む。）を設置する場合	一本につき一月	六九円二〇銭	六九円二〇銭
	鉄塔を設置する場合	一基につき一年	三、四六〇円	三、四六〇円
その他の場合	日を単位に使用する場合	一平方メートルにつき一日	三円六六銭	三円六六銭
	月を単位に使用する場合	一平方メートルにつき一月	三六円六八銭	三六円六八銭

備考

- 一 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十七条第二項第三号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 二 この表により算出した一件の額が百円に満たない場合の使用料の額は、百円とする。この場合において、使用時間が二以上の年度にわたるものであるときは、当該年度ごとに一件とする。
- 三 この表により算出した一件ごとの額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 四 使用する面積、期間等がこの表の単位の欄の面積、期間等に満たないとき、又は使用する面積、期間等にこの表の単位の欄の面積、期間等に満たない端数があるときは、当該単位の欄の面積、期間等に切り上げて計算するものとする。
- 五 前号の規定にかかわらず、引船の使用料の金額の算出については、次に定めるところにより行うものとする。
 - (一) 普通料金

使用時間が一時間以内のときは、基本料金とし、一時間を超えるときは、基本料金を超える三十分までごとに基本料金の五割に相当する額を加算する。
 - (二) 割増料金
 - (1) 又は(2)に該当する場合には、当該規定により算定した額を普通料金に加算する。
 - (1) 八時三十分から十七時まで（土曜日にあつては十二時まで）以外の時間（以下「執務時間外」という。）において使用する場合使用時間が三十分を超え一時間以内のときは、基本料金の五割に相当する額（以下「割増額」という。）、一時間を超えるときは、割増額に超

える三十分までごとに割増額の五割に相当する額を加算した額

(2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの間の日（以下「休日等」という。）において使用する場合使用時間が一時間以内のときは、割増額、一時間を超えるときは、割増額を超える三十分までごとに割増額の五割に相当する額を加算した額

(3) 休日等の執務時間外において使用する場合は、(1)の規定は適用しない。

六 更新の許可を受けた場合における当該更新の許可に係る使用料の額は、更新前の使用期間と更新に係る使用期間とを通算した期間につき計算した額から更新前の使用期間につき計算した額を控除した額とする。

別表第二（第八条関係）

滝港マリーナの使用料

港湾施設	使用区分等	単位	使用料	
艇庫	ディンギー型ヨット	一隻につき一日	九三〇円	
		一隻につき一月	四、六二〇円	
		一隻につき一年	四六、三三〇円	
艇置場	ディンギー型ヨット	一隻につき一日	六九〇円	
		一隻につき一月	三、五四〇円	
		一隻につき一年	三五、五三〇円	
	ディンギー型ヨットの	艇長五メートル未満のもの	一隻につき一日	一、九三〇円
			一隻につき一月	九、七二〇円
			一隻につき一年	九七、二〇〇円
	ディンギー型ヨットの	艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻につき一日	二、一六〇円
			一隻につき一月	一〇、八〇〇円
			一隻につき一年	一〇八、〇〇〇円
	ディンギー型ヨットの	艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻につき一日	二、三六〇円
			一隻につき一月	一一、八八〇円
			一隻につき一年	一一八、八〇〇円
	ディンギー型ヨットの	艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻につき一日	二、五八〇円
			一隻につき一月	一二、九六〇円
			一隻につき一年	一二九、六〇〇円
及	艇長八メートル	一隻につき一日	三、二九〇円に、八メートルを超える艇長	

石川県港湾施設管理条例

	びル以上のもの		一メートルごとに、六九〇円を加算した額
	モーターボート	一隻につき一月	一六、五〇〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三、五四〇円を加算した額
		一隻につき一年	一六五、一三〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三五、五三〇円を加算した額
栈橋			艇置場の項使用区分等の欄及び単位の欄に定める区分に応じ、同項使用料の欄に定める額に百分の百二十を乗じて得た額
クレーン		一隻につき作動一回	一、〇八〇円
駐車場	原動機付自転車二輪の自動車	一台につき一日	一五〇円
	三輪の自動車 四輪の自動車（バスを除く。）	一台につき一日	四二〇円
	バス（マイクロバスを含む。）	一台につき一日	八五〇円
給水施設		一基につき一回三十分	二〇〇円
管理棟	シャワー室	一人につき一回	二〇〇円
	会議室	一室につき九時から十二時まで	一、〇八〇円
		一室につき十二時から十六時三十分まで	一、六〇〇円
		一室につき九時から十六時三十分まで	二、一六〇円
港湾施設用地			別表第一に定める額

備考

- 一 当分の間、石川県外に住所を有する者が艇庫、艇置場又は栈橋を使用する場合における使用料は、この表の使用料の欄に定める額に百分の百五十を乗じて得た額を同欄に定める額とみなして算出する。
- 二 この表において、「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる艇長六メートル未満のヨットをいう。

石川県港湾施設管理条例

三 この表により算出した一件ごとの額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

四 この表の単位の欄の期間を単位として使用する場合において、当該使用する期間が同欄の期間に満たないとき、又は当該使用する期間に同欄の期間に満たない端数があるときは、同欄の期間に切り上げて計算するものとする。

別表第三（第八条関係）

金石地区船だまりの使用料

港湾施設	使用区分等		単位	使用料
小型船舶係留施設	専用使用の場合以外の場合	使用期間が一月未満の場合	船舶の長さ一メートルにつき一日	三三〇円
		使用期間が一月以上の場合	船舶の長さ一メートルにつき一月	一、六九〇円
	専用使用の場合		船舶の長さ一メートルにつき一年	一六、九七〇円

備考

- 一 漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。）を係留する区域は、除く。
- 二 この表の単位の欄の長さ又は期間を単位として使用する場合において、当該使用する船舶の長さ若しくは期間が同欄の長さ若しくは期間に満たないとき又は当該使用する船舶の長さ若しくは期間に同欄の長さ若しくは期間に満たない端数があるときは、当該満たない長さ若しくは期間又は当該端数に相当する長さ若しくは期間を、同欄の長さ又は期間に切り上げて計算するものとする。

別表第四（第八条関係）

港湾施設		単位		使用料
一 会議室	会議室 1	一時間		七九〇円
	会議室 2	一時間		七九〇円
二 セミナールーム		一時間		二、七一〇円
三 ホール	ホール1	全面	一時間	一、四四〇円
		半面	一時間	七二〇円
	ホール 2	一平方メートルにつき一時間		一円一三銭
四 展望デッキ		一平方メートルにつき一日		七円四六銭
五 ターミナル前広場		一平方メートルにつき一日		三円七三銭
六 附属設備		購入価額、耐用年数等を考慮して知事が定める額		

備考

- 一 一の項から五の項までに掲げる施設の利用者が入場料その他これに類する料金（以下「料金」という。）を徴収する場合は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。
- 二 一の項から五の項までに掲げる施設の利用者が料金を徴収しないで、営業その他これに類する目的をもってこれらの施設を使用する場合は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。
- 三 算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第五（第十四条の三関係）

区分	単位	金額
外航船舶	入港一回につき総トン数一トンごとに	二元
内航船舶	入港一回につき総トン数一トンごとに	一元八銭

備考

- 一 外航船舶とは、消費税法施行令第十七条第二項第三号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 二 入港料の金額の算出については、次に定めるところにより行うものとする。
 - (一) 入港回数は、次に定めるところによる。
 - ア 同一船舶が一日に二回以上入港する場合は、一日につき入港一回とみなす。
 - イ 同一船舶が一月に十一回以上入港する場合は、一月につき入港十回とみなす。
 - (二) 総トン数を表示しない船舶であつて、積トン数を表示するものは積トン数の百分の六十、総トン数及び積トン数を表示しないものは容積（単位は立方メートルとする。）の千分の三百五十三をもつて当該船舶の総トン数とする。
 - (三) 船舶の総トン数に一トン未満の端数がある場合は、一トンに切り上げて計算するものとする。